

## 実行委員長よりご挨拶

ガバナンス・サミット実行委員会の榊原定征委員長より、日本企業のコーポレートガバナンス改革が従来の「形式」整備から企業の「成長力」・「稼ぐ力」を高めるための「実質」的な改革が求められる段階に移行しつつあること、昨今の企業価値の変容の動き、コロナの影響で激変する経済・社会環境等の課題認識を踏まえ、「ガバナンス・サミット 2020」の趣旨が、コーポレートガバナンスに係る主要な関係者が一堂に会して議論を行い、日本企業のコーポレートガバナンス改革の目指すべき方向性を社会に対して発信することにある旨の説明がなされました。

## 基調講演①

経済産業省経済産業政策局長である新原浩朗氏より、コロナウイルス感染拡大の影響による人々の行動・価値観、産業構造の変化を示唆する様々なデータの解説とともに、マークアップ率、労働生産性、企業規模および経営の多角化度と収益性の関係等についての日本企業と米国を中心とした他国企業との比較検討を踏まえた日本企業でのコーポレートガバナンス強化に向けた取組みの重要性が指摘されました。

## 基調講演②「長期投資家としての期待」

ブラックロック・インク会長兼チーフ・エグゼクティブ・オフィサーであるフィンク氏からのビデオ・メッセージでは、企業価値の継続的向上のためには、企業の根本的な存在意義である purpose（企業理念、企業存立の目的）を明確にすることが極めて重要であることの指摘とともに、purpose に基づく長期的視点に基づく経営とその実現にあたっての取締役会の関与の重要性とともに、気候変動をはじめとするサステナビリティに関する課題への対応の必要性が論じられました。

その後になされたブラックロック・ジャパン株式会社マネージングディレクターである江良明嗣氏による講演では、2000年代半ばから現在までの日本におけるガバナンスを巡る議論の振り返り、現在の事業環境や社会情勢に対する認識と、今後の日本企業におけるガバナンスのあり方が論じられました。その中で、企業の持続的成長に向けた長期投資の重要性に対する再認識が必要であり、企業に対しては競争優位性のあるビジネス・モデルの構築に向けてのロード・マップを示すことが求められる一方で、投資家に対しては企業の長期投資を適切に評価し、企業の長期的経営を支えることが求められること、そして、これら長期投資に対する評価の基準となるものが企業の purpose であるとの指摘がなされました。

## ケーススタディ（講演）「投資家との対話についてのケーススタディ」

オリンパス株式会社取締役代表執行役社長兼 CEO である竹内康雄氏より、2011年に発覚した会計不正から、再建期を経て、グローバルでの競争力強化に向けた現在のコーポレートガバナ

ス改革の取組みに至るまでの経緯とともに、その過程および現在における所謂アクティビストと呼ばれる投資会社 ValueAct Capital との関係についての解説がなされました。

#### パネルディスカッション「今こそ改めて問う！取締役会の在り方・機能・権限」

パネリストとして、前金融庁長官である遠藤俊英氏、弁護士の國廣正氏、元メリルリンチ日本証券株式会社代表取締役の小林いずみ氏、株式会社三菱ケミカルホールディングス取締役会会長の小林喜光氏、株式会社小松製作所顧問の坂根正弘氏の5人の識者が参加し、「取締役会の機能・権限、社外取締役の役割」、「社外取締役を取締役会議長とすること、筆頭社外取締役等の社外取締役の活用」、「企業統治形態」、「有事等における社外取締役の役割」および「コロナ後のコーポレートガバナンスの在り方」の5つのテーマでの議論がなされました。

「**取締役会の機能・権限、社外取締役の役割**」については、大きく急激な外部環境の変化に対応し、持続的な企業価値向上を実現するためには、取締役会において企業の存在意義に立ち返った議論が行われえることが必要であること等が指摘されました。

「**社外取締役を取締役会議長とすること、筆頭社外取締役等の社外取締役の活用**」については、有事における有用性が指摘されました。有事以外においては、社外取締役を取締役議長とすることや筆頭社外取締役の選任について、その有用性は、各企業の置かれている状況に応じるとされた一方で、社外取締役連絡会等の社外取締役のみで構成される会合については、その一般的な有用性を肯定する意見が多くありました。

「**企業統治形態**」については、監査役会設置会社、監査等委員会設置会社および指名委員会等設置会社の三つの形態についてガバナンスの観点からの固有の優劣はないとしつつも、監督と執行の分離の観点からは、指名委員会等設置会社が相対的に優れるとされ、とりわけ有事においてその有用性を発揮するとの指摘がなされました。ただし、監査役会設置会社や監査等委員会設置会社においても任意の指名諮問委員会の実質化により同様の機能を発揮できるとの指摘もなされています。

「**有事等における社外取締役の役割**」については、企業不祥事の発生時の対応とともに、不適任な CEO の解任も取締役会の重要な役割の一つであり、指名委員会等設置会社以外の形態においても、任意の指名諮問委員会の実質化等により不適任な CEO の解任機能を確保することが必要であるとの指摘がありました。

「**コロナ後のコーポレートガバナンスの在り方**」については、あらためて取締役会における企業の存在意義に立ち返った議論の必要性の確認がなされるとともに、DX（デジタル・トランスフォーメーション）への対応、世代の観点からの多様性の確保、CO2 削減を喫緊の課題として認識すべき必要性、ESG・SDGs に関する取組みの重要性等についての言及がなされています。